

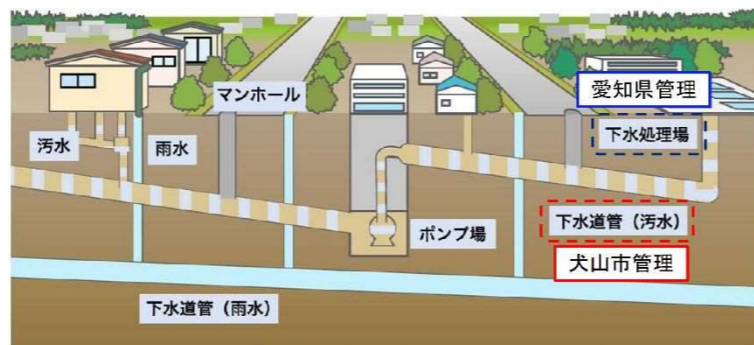
# 犬山市下水道事業 公共下水道計画区域の見直し

## 1. 犬山市の汚水処理

### 犬山市の汚水を処理する施設の分類（種類）

犬山市は、「①公共下水道」「②合併浄化槽」「③民間設置の集中浄化槽」「④農業集落排水」により汚水を処理する計画としています。

これ以外の単独浄化槽や汲み取り便所は、今後この4つの処理方法のうち、居住地の汚水処理計画に基づき切り替えていただく必要があります。

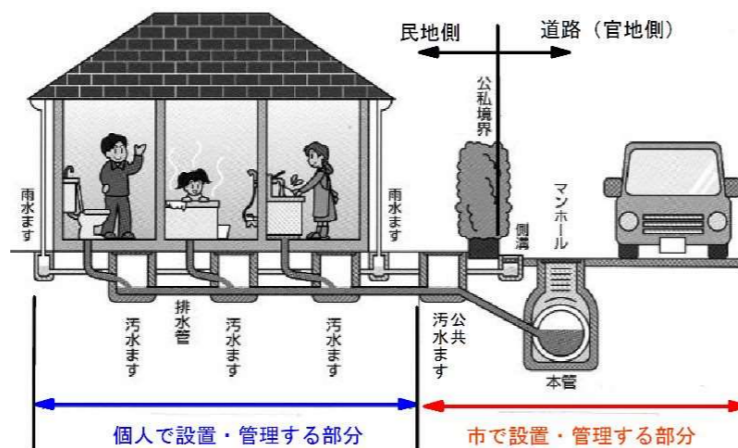


出典：公益社団法人  
日本下水道協会 HP に加筆

### 公共下水道とは

下水処理場や下水道管などの下水道施設を、地方公共団体が管理する下水道のことを**公共下水道**と言います。犬山市は、下水処理場を県、下水道管を市が管理しています。

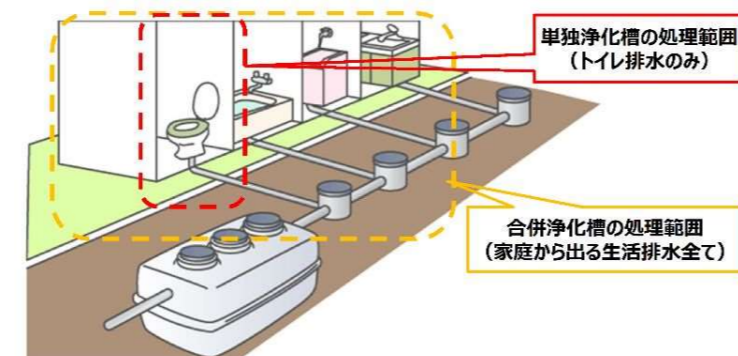
家庭から出る汚水は、宅地内の管を通り、道路に埋まっている下水道管に流れます。公共下水道に接続すると、道路との境界付近に**公共汚水ます**を設置します。その**ますから宅地側の管などは個人の設置・管理**となります。



### 合併浄化槽とは

家庭に設置されている浄化槽には、「**合併浄化槽**」と「**単独浄化槽**」があります。「合併浄化槽」は、トイレ・台所・お風呂など、家庭から出る全ての生活排水を処理しますが、「単独浄化槽」はトイレ排水を処理するのみで、それ以外は、そのまま側溝などに排水されます。

公共用水域の水質保全を図るため、平成12年に浄化槽法が改正され、平成13年4月1日以後に設置される浄化槽は合併浄化槽とすることが義務付けられました。今後は合併浄化槽への転換が進み、水質についても改善が進んでいくと考えられます。



単独浄化槽は、合併浄化槽に比べ、BOD排出量が8倍であり、環境への負荷が大きい。  
※BODとは、水質の汚濁を表す代表的な指標である。

出典：環境省 HP  
浄化槽サイトに加筆

## 2. 犬山市の公共下水道計画（公共下水道を整備する計画がある区域）

- ・愛知県内の多くの自治体は昭和50年頃に公共下水道事業に着手しています。
- ・公共下水道の大きな役割としては、トイレの水洗化と公共用水域の水質保全です。
- ・当時、国全体で公共用水域の水質保全を図るために、市街化区域だけでなく、市街化調整区域も含めて広く公共下水道区域として計画されました。

## 3. 公共下水道計画区域を見直す理由

### 国及び県の方針

国の方針：平成26年に各種汚水施設の整備が概ね完了することを目指した「**汚水処理施設の10年概成**」が掲げられました。（令和8年度末まで）

県の方針：国の方針に基づき、未整備地区における汚水処理の早期概成を踏まえた区域の**見直し**が求められ、県内の多くの自治体では、すでに見直しが行われています。

### 公共下水道の整備期間と費用

見直し区域の公共下水道整備を完了するには  
 期間 ⇒ 今後30年程度(令和35年頃まで)  
 整備費用 ⇒ 約85億円 が必要です。

### 既存公共下水道管の老朽化

- ・30年後には市内の公共下水道管の約72%が標準耐用年数(50年)を経過します。⇒老朽化
- ・老朽化による浸入水の増加などを防ぐため、改築予算に重点配分する必要があります。

### 人口及び使用料収入の減少

- ・節水機器の普及や人口減少などにより、公共下水道使用料収入が減少します。

### 一般会計からの助成

- ・現在多くの一般会計繰入金を受けて公共下水道の整備や維持管理を行っています。
- ・少子高齢化や人口減少などにより、一般会計繰入金の確保が厳しくなっていく見込みです。

※一般会計繰入金・・・公共下水道事業運営のために一般会計から下水道事業会計に繰入れるもの。

## 4. 公共下水道計画区域の見直し案

現在の公共下水道計画区域から、**市街化調整区域のうち具体的な整備計画がない区域を合併浄化槽による処理区域に変更**します。 ※見直し前後の計画図は別図を参照

## 5. 公共下水道計画区域見直しによる影響

### 公共下水道計画区域から合併浄化槽区域に見直す区域にお住まいの方の影響

#### 【単独浄化槽・汲み取り便所の方】

- ・当面は現在の浄化槽などが使用可能。
- ・定期点検などが必要。
- ・将来的に**合併浄化槽へ転換が必要**。

#### 【合併浄化槽の方】

- ・既存の**合併浄化槽**を使用可能。
- ・定期点検などが必要。

### 下水道計画区域の場合

- ・所有地の前面道路に公共下水道が整備されると、公共下水道の利用有無に関わらず、土地所有者などに対して、土地面積に単価を掛けて算出する**受益者負担金**が1回のみ必要です。
- ・公共下水道への接続は、**個人負担で宅地側の配管工事**が必要です。工事費は敷地内の配管や作業スペースの状況により変わります。公共汚水ますは接続時に市の負担で設置します。
- ・公共下水道に接続した後は、上水道の使用量から算出する**公共下水道使用料**が必要です。

